聴覚に障がいのある方を対象とした特定任意講習について

特定任意講習とは

○　目的

　更新時講習を受講する際「講師の話している内容やビデオの内容が理解しにくい」などの点を解消するため、

・　講師の話している内容を手話通訳

・　字幕スーパー入りのビデオを放映

により、理解しやすく、より効果が期待できる運転者教育を実施するための希望者を対象とした講習です。

○　根拠

　道路交通法第１０８条の２第２項

○　更新時講習の免除

　運転免許証の更新を申請する日の前６ヵ月以内にこの講習を受講した方は、更新時の講習が免除されます。

　ただし、更新期間が満了する日における年齢が７０歳以上の方は、この講習を受講されても高齢者講習の受講が必要です。

開　催　日　程　等

○　開　催　日

　令和６年は、６月２日（日）と１２月１日（日）に実施します。

○　開 催 場 所

　福井県丹南運転者教育センター

　（住所：越前市余田町２－１－１　電話番号：０７７８－２１－３６１３）

○　受付時間等

・　受　　付：午前８時２０分から午前８時５０分まで

・　講習時間：午前９時００分から午前１１時００分まで

○　申 込 方 法

　当日の申込みで結構です。予約の必要はありません。

○　受　講　料

　１，３５０円

○　終了証明書

　受講された方には、特定任意講習終了証明書を発行しますので、更新の際は、必ず「特定任意講習終了証明書」を持参してください。

○　そ　の　他

　受講を希望される方は、運転免許証、筆記用具及び受講料（１，３５０円）を持参してください。

事務担当

　福井県警察本部運転免許課　講習指導係

　電話　０７７６－５１－２８２０（内線３４２・３４３）